<町川原1区>

福岡県都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例第6条第1項第1号イ

告示日(福岡県告示)	令和元年9月27日	根拠法令
建築できる用途	①一戸建て専用住宅	
	②店舗兼用住宅(住宅以外の床面積50㎡以下かつ延べ面積の1/2未満)	
	・事務所	* 130条の3
	・日用品販売店舗、食堂、喫茶店	
	・理髪店、美容院、クリーニング店、質屋、貸衣装屋、貸本屋など	
	・洋服店、畳屋、建具屋、自動車店、家庭電気器具店など	
	・自家販売のパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋など	
	・学習塾、華道教室、囲碁教室など	
	・美術品又は工芸品を製作するためのアトリエ又は工房	
	③店舗、飲食店など(床面積が150㎡以下かつ2階以下)	
	・日用品販売店舗、食堂、喫茶店	建築基準法施行令 第130条の5の2 第1号から第5号
	・理髪店、美容院、クリーニング店、質屋、貸衣装屋、貸本屋など	
	・洋服店、畳屋、建具屋、自動車店、家庭電気器具店など	
	・自家販売のパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋など	
	・学習塾、華道教室、囲碁教室など	
建蔽率	60%	
容積率	200%	
最低敷地面積	200 m²	
高さ制限	12m	
壁面後退距離	1m	

※ 長屋住宅、共同住宅、寄宿舎は建築できません。